

相 談 事 例

ID : 05-01-001

相談タイトル

リフォーム工事に係る減税制度について

Q : ご相談内容

リフォーム工事についても「所得税の控除」や「固定資産税の減額」が受けられるのか聞きたい。省エネルギー化のリフォーム工事を行うところであるが、「所得税の控除」や「固定資産税の減額」について、対象となる要件や申請時期・申請窓口等を聞きたい。

A : 回答

省エネルギー化のリフォーム工事については、改修する各部分が省エネ基準相当に、新たに適合する内容ですと「所得税の控除」や「固定資産税の減額」を受けられる可能性があります。

細かな、要件や申請方法などにつきましては、所得税は「国税」ですので、税務署で、固定資産税は「地方税」ですので、市の資産税課等で詳細は聞いていただくこととなります。

なお、リフォームにかかる減税制度等の概要が載っている「住宅リフォームガイドブック」という冊子がありますので、該当要件など概要をご確認下さい。

※「住宅リフォームガイドブック」を郵送。